

災害時の歯科医療支援活動に関する協定書

公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下「甲」という。）と鹿児島大学大学院医歯学総合研究科（以下「乙」という。）及び鹿児島大学病院（以下「丙」という。）は、災害時の歯科医療支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科医療支援活動に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定める。

（人員の派遣）

第2条 甲は、鹿児島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動及び身元確認活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙及び丙に対し、人員の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯学部長及び副病院長（歯科担当）へ派遣要員の選考を依頼し、甲から指定があった災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙及び丙が派遣する人員は、派遣元である乙及び丙の職員として歯科医療救護活動及び身元確認活動に従事する。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙及び丙が派遣する人員は、災害現場等の救護所等において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- （2）前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・口腔健康管理並びに被災住民に対する歯科保健指導
- （4）その他、歯科医療救護に係わる業務

（身元確認班の業務）

第4条 乙及び丙が派遣する人員は、行政並びに県警察、海上保安庁等が設置する遺体収容所等において、身元確認活動を行うことを原則とする。

2 身元確認班の業務は、次のとおりとする。

- （1）遺体の死体検案・身元確認活動に係わる業務全般
- （2）その他、身元確認に係わる業務

（指揮命令等）

第5条 乙及び丙が派遣する人員に対する指揮命令並びに歯科医療救護活動及び身元確認活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙及び丙が派遣する人員の意見を尊重するものとする。

（人員の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動及び身元確認活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班及び身元確認班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙及び丙が派遣する人員が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班及び身元確認班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

（研修及び訓練）

第8条 乙及び丙は、歯科医療救護並びに身元確認に関する派遣人員の研修に努めるとともに、甲または関連団体が主催する研修並びに訓練等に積極的に関係者を参加させるものとする。

（実費弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙及び丙が人員を派遣した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）歯科医療救護班及び身元確認班の編成並びに派遣に必要な旅費及び日当
- （2）歯科医療救護班及び身元確認班が歯科医療救護活動及び身元確認活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- （3）前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

（補償）

第10条 甲は、乙及び丙が派遣する人員の歯科医療救護活動及び身元確認活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲、乙及び丙が協議して定める。

（協議）

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

甲 公益社団法人鹿児島県歯科医師会会長

伊地知 博史



乙 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科長

於保 孝彦



丙 鹿児島大学病院長

坂本 宗二

